

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他別に定めがあるもののほか、紀南環境広域施設組合（以下「組合」という。）の建設工事の請負契約に係る入札（以下「入札」という。）に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 入札に参加しようとする者は、和歌山県又は田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町（以下「関係市町」という。）の入札参加資格者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録しなければならない。

(登録の取消し又は停止)

第3条 前条の規定により登録名簿に登録した者のうち、和歌山県又は関係市町で登録を取り消し、又は停止された者については同様の扱いとする。

(審査委員会の設置)

第4条 組合は、設計金額が2千万円以上の建設工事について、入札参加資格の審査を適正に行うとともに、建設工事の入札及び契約制度等について協議するため、紀南環境広域施設組合工事入札審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第5条 審査委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設工事の入札及び契約制度について協議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、建設工事の入札及び契約に関する事項について協議すること。

(組織)

第6条 審査委員会は、委員15人以内で組織し、委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 組合事務局長
- (2) 関係市町の入札審査をする組織の長又は建設工事関係課の長

(委員長)

第7条 審査委員会に委員長を置き、組合事務局長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審査委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査委員会は、委員長が必要と認めた者を会議に招集することができる。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、組合事務局において処理する。

(委任)

第10条 この章に定めるもののほか、審査委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

(技術提案評価委員会の設置)

第11条 総合評価落札方式の建設工事について技術提案の評価を適正に行うため、紀南環境広域施設

組合技術提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第12条 評価委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

（1）建設工事における総合評価落札方式の技術提案の評価に関すること。

（組織）

第13条 評価委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）組合事務局 3人

（2）関係市町の建設工事関係の職にあるもの 4人

（委員長）

第14条 評価委員会に委員長を置き、組合事務局長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第15条 評価委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 評価委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 評価委員会は、委員長が必要と認めた者を会議に招集することができる。

（庶務）

第16条 評価委員会の庶務は、組合事務局において処理する。

（委任）

第17条 この章に定めるもののほか、評価委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

（調査業務等の入札への準用）

第18条 前条までの規定は、建設工事に係る調査、測量及び設計業務の入札に関する事務について準用する。

（その他）

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、組合が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。